

各 位

東京都新宿区西新宿3丁目20番2号株式会社クロス・マーケティンググループ代表取締役社長兼CE0 五十嵐 幹(コード番号:3675 東証プライム市場)間合せ先 取締役CF0 小野塚浩二(TEL.03-6859-2250)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月29日開催予定の第10回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除する規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

現行定款	変 更 案
第1条~第13条 (省略)	第1条~第13条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)	(削除)
第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条~第44条 (省略) 附則 第1条(省略)

(新設)

第15条~第44条 (現行どおり)

附則

第1条(現行どおり)

第2条 (株主総会資料の電子提供にかかる経過措置)

- 1 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という。) から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
 2 本附則第2条は、施行日から6か月を経過
- 2 本附則第2条は、施行日から6か月を経過 した日又は前項の株主総会の日から3か月 を経過した日のいずれか遅い日後にこれを 削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 定款変更の効力発生日(予定) 2022年9月29日(木) 2022年9月29日(木)

以上